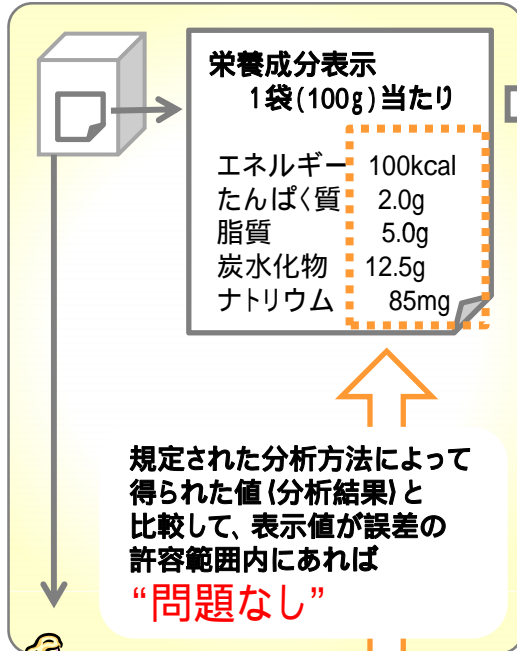


栄養表示基準の改正イメージ(案) (1) 合理的な方法に基づく表示値の設定

現行制度

栄養成分の含有量を一定値で示す場合、規定された誤差の許容範囲内にあること。



新たな設定を追加

改正案

現行制度(下記)は維持しつつ、合理的な推定により得られた値を、規定の方法に従い記載すれば、表示値として用いることができる(下記)。

表示値が誤差の許容範囲に収められる場合

栄養成分表示
1袋(100g)当たり

- エネルギー 100kcal
- たんぱく質 2.0g
- 脂質 5.0g
- 炭水化物 12.5g
- ナトリウム 85mg

~ 表示値の要件 ~
規定された分析方法で $\pm 20\%$ 以内であること
(表示値の算出方法は指定なし)

表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合

栄養成分表示
1袋(100g)当たり

- エネルギー 140kcal
- たんぱく質 2.0g
- 脂質 9.0g
- 炭水化物 12.8g
- ナトリウム 85mg

~ 表示値の要件 ~
合理的な方法により得られた値を表示
(結果として誤差の許容範囲が $\pm 20\%$ を超える可能性について限定しない)
ただし、
表示値の設定根拠を保管すること

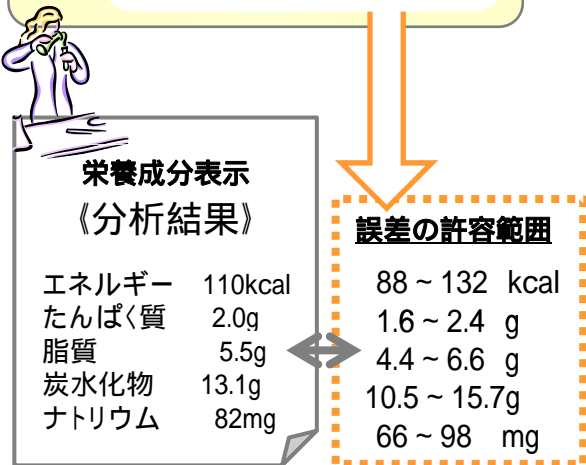
栄養強調表示は除く

(この表示値は です)

今回の論点

- : 表示値の要件の性質が異なることを記載すべきか?
- : 表示値が誤差の許容範囲内にある
- : 表示値が誤差の許容範囲内では収まらない可能性がある
- 記載すべきと考える場合
- : どのような表現が適切か?

	算出方法	表示値
	指定なし	$\pm 20\%$ 以内であること
	合理的な方法で算出	限定なし

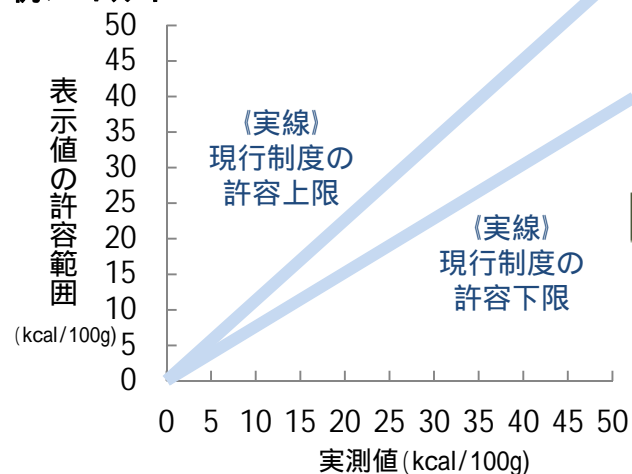


栄養表示基準の改正イメージ(案) (2) 低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

現行制度

栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の比率で誤差の許容範囲が規定されているが、低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が極めて小さくなることから、規定された誤差の許容範囲に収めることが困難である。

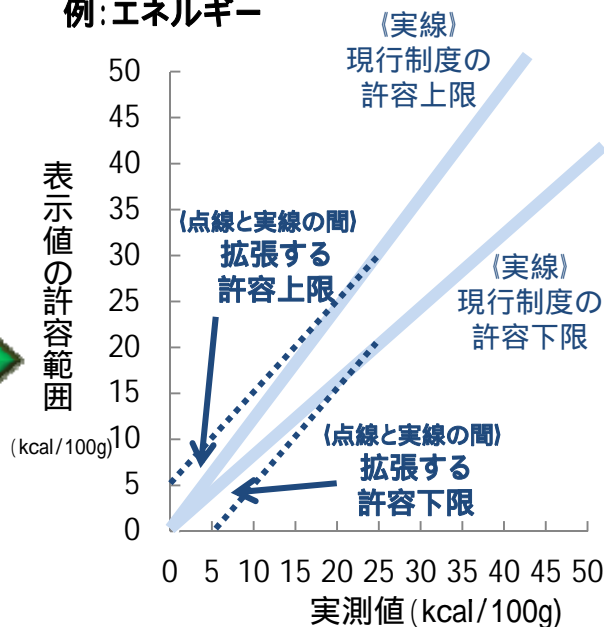
例: エネルギー



改正案

低含有量の場合に限って、一定量を満たさない場合、誤差の許容範囲を拡張する。

例: エネルギー



実測値と表示値の差が、下記の基準を満たしている場合は、誤差の許容範囲を拡張する。

- (基準例) 食品100g (100ml) 当たり
- ・熱量 …………… 5 kcal
 - ・たんぱく質、脂質、炭水化物 …………… 0.5g
 - ・ナトリウム …………… 5 mg

以下、～ を総合的に勘案したものの栄養的に意味のない量 (含まれていないと解釈しても差し支えない量) であること
分析方法の定量下限であること
コーデックス規格を勘案したものであること

栄養成分又は熱量	誤差の許容範囲
たんぱく質 脂質 飽和脂肪酸 コレステロール 炭水化物 糖質 糖類 ナトリウム 熱量	プラス・マイナス20%

栄養成分又は熱量	誤差の許容範囲
たんぱく質、脂質 炭水化物、糖質、糖類	プラス・マイナス20% なお、100g当たりの栄養成分の量が2.5g未満の場合は±0.5g
飽和脂肪酸	プラス・マイナス20% なお、100g当たりの栄養成分の量が0.5g未満の場合は±0.1g
コレステロール、ナトリウム	プラス・マイナス20% なお、100g当たりの栄養成分の量が25mg未満の場合は±5mg
熱量	プラス・マイナス20% なお、100g当たりの熱量が25kcal未満の場合は±5kcal

(栄養表示基準別表第2より該当箇所のみ抜粋)